

宮城県要緊急安全確認大規模建築物耐震補強設計助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 宮城県（以下「県」という。）は、大規模地震による建築物の倒壊等の被害を減ずるため、建築物を所有する民間事業者等が実施する耐震補強設計に要する費用の一部を市町村が補助する場合に、補助に要する経費の一部を市町村に対して、予算の範囲内において、宮城県要緊急安全確認大規模建築物耐震補強設計助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2 この要綱において、使用する用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「法」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号。以下「政令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号。以下「省令」という。）、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則（平成8年宮城県規則第9号。以下「細則」という。）及び規則の定めるところによる。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付対象事業は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす建築物について、所有者が実施する耐震補強設計に対して、市町村が行う補助事業に限るものとする。

- (1) 法附則第3条第1項各号に掲げる要緊急安全確認大規模建築物（ただし、法第14条第2号に掲げる建築物を除く。）であること。
- (2) 当該対象要緊急安全確認大規模建築物が所在する市町村の地域防災計画若しくは災害協定等において医療施設、避難施設、物資供給拠点等、災害時に公益的な機能を有する施設として位置づけられている、若しくは、位置づけられることが確実であること。
- (3) 省令第5条第1項各号に掲げる者が技術指針事項（法第4条第2項第3号に掲げる建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項）に適合した耐震補強設計を実施し、その結果が判定委員会等により判定される建築物であること。
- (4) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの。
- (5) 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの。

(補助対象経費)

第4 補助金の交付対象となる経費は、要緊急安全確認大規模建築物の耐震補強設計に要する費用とし、次に定める延べ面積(以下「面積」という。)に応じた費用を限度とする。ただし、判定委員会の判定等に要する費用として、1,540,000円を限度として加算することができる。

(1) 面積1,000㎡以内の部分は、2,060円/㎡以内

(2) 面積1,000㎡を超えて2,000㎡以内の部分は、1,540円/㎡以内

(3) 面積2,000㎡を超える部分は、1,030円/㎡以内

(補助金の額)

第5 補助金の限度額は第4に規定する補助対象経費の6分の1以内の額又は市町村が補助する額のうち市町村が負担する額の2分の1以内の額のいずれか低い額とする。

2 補助金の総額の算定に当たっては、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号によるものとする。

(交付の条件)

第7 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 補助金の内容を変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けること。

(2) 補助事業の完了期日を変更する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には別記様式第4号により知事の承認を受けること。

(実績報告)

第8 規則12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第5号によるものとする。

(補助金の交付方法)

第9 補助金は、規則第13条に規定する補助金の確定後に交付するものとする。

(年度終了実績報告)

第10 市町村は、補助事業が翌年度にわたるときは、翌年度の4月10日までに別記様式第6号により、当該年度の年度終了実績報告書を提出しなければならない。

(指導監督等)

第11 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため、必要に応じて市町村に対し指示し、補助事業の内容について調査することがある。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月18日から施行し、平成27年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、平成28年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。